



2025年1月17日

各 位

会社名 株式会社マクロミル  
代表者名 代表執行役社長 CEO 佐々木 徹  
(コード番号：3978 東証プライム)  
電話番号 03-6716-0700 (代表)

会社名 TJ1 株式会社  
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

**TJ1 株式会社による株式会社マクロミル (証券コード：3978) の  
株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

TJ1 株式会社は、本日、同社が 2024 年 11 月 15 日より開始した株式会社マクロミルの株券等に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、TJ1 株式会社（公開買付者）が株式会社マクロミル（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 1 月 17 日付「株式会社マクロミル (証券コード：3978) の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2025年1月17日

各 位

会 社 名 TJ1 株式会社  
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する  
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

TJ1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月14日、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マクロミル（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び2015年9月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年11月15日より本公開買付けを開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,150円から1,250円に、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を60,000円から70,000円にそれぞれ変更すること、並びに変更後の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことを決定いたしました。また、当該決定に伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があることから、本公開買付けの買付け等の期間を、当該訂正届出書の提出日である2025年1月17日から起算して11営業日を経過した日に当たる2025年2月3日まで延長することといたしました。

これに伴い、2024年11月14日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2024年12月26日付「TJ1株式会社による株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2024年11月15日（金曜日）から2025年1月17日（金曜日）まで（40営業日）

(注) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入していませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(変更後)

2024年11月15日（金曜日）から2025年2月3日（月曜日）まで（51営業日）

(注) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入していませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(4) 買付け等の価格

(変更前)

- ① 普通株式1株につき、金 1,150 円 (以下「本公開買付価格」といいます。)
- ② 本新株予約権1個につき、金 60,000 円 (以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

(変更後)

- ① 普通株式1株につき、金 1,250 円 (以下「本公開買付価格」といいます。)
- ② 本新株予約権1個につき、金 70,000 円 (以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

(6) 決済の開始日

(変更前)

2025年1月24日(金曜日)

(変更後)

2025年2月10日(月曜日)

2. 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに 310 億円を限度として普通株式の第三者割当の方法により出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに500億円を上限として融資(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めるととされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

その後、公開買付者は、2024年11月15日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2024年12月26日付で、公開買付期間を2025年1月17日まで延長し、合計40営業日とすることを決定いたしました。

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに 350 億円を限度として普通株式の第三者割当の方法により出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに500億円を上限として融資(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めるととされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

その後、公開買付者は、2024年11月15日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後

の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2024年12月26日付で、公開買付期間を2025年1月17日まで延長し、合計40営業日とすることを決定いたしました。

さらに、公開買付者は、本公開買付価格（1,150円）は、対象者及び対象者の取締役会決議に基づき設置された特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本買付価格変更（以下に定義します。）前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めることを企図して、2025年1月17日付で、本公開買付価格を1,150円から1,250円とし、併せて本新株予約権買付価格を変更後の本公開買付価格である1,250円と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額である550円との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である70,000円とすること（以下「本買付価格変更」といいます。）を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年1月17日まで（40営業日）と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年1月17日から起算して11営業日を経過した日に当たる2025年2月3日まで延長することといたしました。

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格（1,150円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格（1,250円）及び本新株予約権買付価格（70,000円）を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をしております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本日現在、Oasis Management Company Ltd.及びWill Field Capital Pte. Ltd.との間で、本買付価格変更後の本公開買付価格（1,250円）での応募に係る応募契約の締結に向けた協議を行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定です。

詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が2025年1月17日に関東財務局長に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

**【将来に関する記述】**

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします

公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにこれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。